

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則		ページ
児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票に関する規則		1
高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		4
高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則		4
告 示		
生活保護法による介護機関の指定(2件)	(福祉指導課)	6
基本測量の実施の通知	(用地対策課)	7
道路の区域変更(5件)	(道路課)	7
道路の供用開始	(")	8
建築基準法による道の指定	(建築指導課)	8
公 告		
土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	8
県営土地改良事業に係る換地計画の定め	(")	9

規 則

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票に関する規則をここに公布する。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第59号

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票に関する規則

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する児童委員の身分を証明する証票は別記第1号様式に、同法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員の身分を証明する証票並びに同法第9条の6に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員の身分を示す証票は別記第2号様式によるものとする。

附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則の廃止)
- 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則(平成12年高知県規則第239号)は、廃止する。

別記
第1号様式

← 9.5センチメートル →

第 号

身分証明書

この身分証明書を携帯する者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による児童委員であることを証明します。

写真はり付け箇所

所属

職名

氏名

年 月 日交付

高知県知事

印

↑ 13センチメートル ↓

- 備考 1 中央の点線から二つ折りとする。
2 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 略

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は回避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

児童福祉法 (抜粋)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第61条の5 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは回避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

第2号様式

← 9.5センチメートル →

第 号

身分証明書

この身分証明書を携帯する者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明します。

写真はり付け箇所

所属
職名
氏名

年 月 日交付

高知県知事



13センチメートル

- 備考 1 中央の点線から二つ折りとする。
 2 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求等)
第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 略
(立入調査等)
第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。
(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は回避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略
(臨検、搜索等)
第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所を臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
3~5 略
6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。
(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

児童福祉法 (抜粋)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所へ立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第61条の5 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは回避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(入校資格)」に改め、同条中「係る入校試験(以下「入校試験」という。)の受験資格を有する」を「入校することができる」に、「該当する者」を「該当する者で、第9条に規定する養成部門に係る入校試験(以下「入校試験」という。)に合格したものに改め、同条第1号中「第9条第3項第2号」を「第9条第3項第1号」に改める。

第9条第2項中「知事が公告する」を「校長が定めるところにより公表する」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「要件を満たす」を削り、「校長の定めるところにより、筆記試験の一部を免除する」を「それぞれ校長が定める方法で行う」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「の者」を削り、「ものであること。」を「者で、大学校の卒業後に県内での就農を希望するもの」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 一定の就業経験等を有すると校長が認める者で、大学校の卒業後に県内での就農を希望するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成15年高知県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

第 年 月 日 号

様

高知県知事

印

遊漁船業者の登録について(通知)

遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記のとおり実施しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

氏名又は名称	
登録番号	高知県第 号
登録年月日	年 月 日
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録の更新を行う場合の期限	年 月 日
営業所の名称及び所在地	
遊漁船業務主任者の氏名	
遊漁船の名称及び船舶番号	

第2号様式 (第2条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

遊漁船業者の登録の拒否について (通知)

遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、 年 月 日付
 けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記の理由で拒否しますので、同条第2項の規
 定により通知します。

記

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項第 号該当

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第3号様式 (第2条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

遊漁船業者の登録の取消しについて (通知)

遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第
 号の遊漁船業者の登録を下記の理由のとおり取り消しますので、同条第2項において準用
 する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第4号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

遊漁船業者の事業の停止について(通知)

遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第号の遊漁船業者の事業の全部(一部)について下記の理由のとおり 日間の停止を命じますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第438号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成20年2月1日	社会福祉法人幡多福祉会 宿毛市平田町中山867	幡多希望の家ヘルパーステーション 宿毛市山奈町芳奈3365 訪問介護 介護予防訪問介護
"	株式会社いこいの里 高岡郡佐川町加茂4361	いこいの里たんぼぼ 高岡郡佐川町丙3620-1 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成20年3月1日	芸西村 安芸郡芸西村和食甲1262番地	芸西村地域包括支援センター 安芸郡芸西村和食甲1262番地 芸西村役場庁舎 介護予防支援
"	土佐市 土佐市高岡町甲2017-1	土佐市老人短期入所施設ほほえみ 土佐市高岡町甲1792-2 介護予防短期入所生活介護
"	合同会社未来介護サービスセンター 土佐市高岡町丙424-5	合同会社未来介護サービスセンター 土佐市高岡町丙424-5 訪問介護 介護予防訪問介護

平成20年4月1日	合同会社ケアデザインオフィス 南国市堀ノ内458番地	でいサービスつぼみ 南国市堀ノ内458番地 通所介護 介護予防通所介護
"	医療法人清涼会 土佐市宇佐町宇佐1738	土佐市宇佐デイサービスセンター龍宮 土佐市宇佐町宇佐858-2 通所介護 介護予防通所介護
"	有限会社スーパーストア富士屋 南国市後免町2-1-19	富士屋ベターライフ香北 香美市香北町葎生野177番地4 訪問介護 介護予防訪問介護
"	株式会社らくあん 高岡郡佐川町甲1065-15 メゾンドふみ201号	ヘルパーステーションらくあん 高岡郡佐川町甲1065-15 メゾンドふみ201号 訪問介護 介護予防訪問介護
"	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160-1	グループホームゆうりこう 香美市土佐山田町百石町一丁目3-44 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
"	有限会社ぬくもり介護センターおおの 吾川郡仁淀川町森3675	ぬくもりの家 吾川郡仁淀川町森3665 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成20年4月2日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	訪問入浴介護事業所ひだまり 南国市岡豊町中島1535 訪問入浴介護

	介護予防訪問入浴介護
--	------------

高知県告示第439号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
平成20年7月4日
高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成20年3月1日	社会福祉法人土佐香美福祉会 香美市土佐山田町550-2	居宅介護支援事業所げいせい 安芸郡芸西村和食甲1290 居宅介護支援
"	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 高岡郡四万十町茂串町11番30号	デイサービスセンターひだまり 高岡郡四万十町久保川41番地1 介護予防通所介護

高知県告示第440号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成20年7月4日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量(土地条件調査)
- 2 作業期間
平成20年6月20日から平成21年3月31日まで
- 3 作業地域
室戸市及び安芸郡東洋町

高知県告示第441号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月4日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙1974番1から 高岡郡津野町芳生野字西ノ前丙1170番5まで	前 A	2.8 } 5.0	252
	B	13.0 } 36.0	
高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙1983番1から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙772番1まで	前 A	2.8 } 5.0	252
	後 B	13.0 } 64.0	

高知県告示第442号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月4日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番16から 高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番14まで	前	5.4 }	707
		9.2	
	後	8.0 }	672

高知県告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字アド193番1から 吾川郡いの町長澤字長沢山275番7まで	前	3.2 }	85
吾川郡いの町長澤字アド193番1から 吾川郡いの町長澤字長沢山275番7まで	後 A	8.7 }	85
吾川郡いの町長澤字長沢山275番7から 吾川郡いの町長澤字長沢山275番1まで	後 B	4.2 }	103

高知県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見下ル川151番1から 高岡郡中土佐町大野見下ル川188番1まで	前	2.2 }	356
	後	3.0 }	356

高知県告示第445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋丸佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町家地川字ツルイガスソ1155番から 高岡郡四万十町家地川字サイノ三ヶ処484番1まで	前	3.7 }	484
高岡郡四万十町家地川字ツルイガスソ1160番地先から 高岡郡四万十町家地川字サイノ三ヶ処484番1まで	後	11.0 }	486

高知県告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字井ゲグチ丙1983番1から 高岡郡津野町芳生野字ケヤコサコ丙985番2まで	481	平成20年7月4日
高岡郡津野町芳生野字神田ダ丙4969番5地先から 高岡郡津野町芳生野字神田ダ丙4966番地先まで	120	平成20年7月4日

高知県告示第447号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

南国市三島字依光214番から字水通601番3地先に至る延長136メートルの道

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	豊永 進	南国市物部 509 - 2
"	下司 昭祐	" " 104 - 1・104 - 2
"	中澤 忠直	" " 167 - 1
"	島内 久夫	" " 877
"	山本 幸喜	" " 1267
"	中村 元聡	" " 1210
"	吉本 雅夫	" " 1443

〃	山本 亘之	〃	〃	1052
〃	吉本 耕一	〃	田村乙	907 - 1
〃	長尾 和男	〃	〃 乙	883
監事	島内 憲一	〃	物部	916
〃	佐竹 進	〃	〃	812
(就任)				
理事	豊永 進	南国市物部		509 - 2
〃	島内 幹夫	〃	〃	83
〃	島内 久夫	〃	〃	877
〃	政木 榮富	〃	〃	1263
〃	中村 元聰	〃	〃	1210
〃	吉本 雅夫	〃	〃	1443
〃	種田 慈	〃	〃 乙	67 - 5
〃	北村 住夫	〃	田村乙	817 - 2
〃	長尾 和男	〃	〃 乙	883
〃	山本喜久夫	〃	立田	1307 - 3
監事	島内 憲一	〃	物部	916
〃	野村 正明	〃	〃	818

~~~~~

県営土地改良事業窪川西部地区(宇の谷換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成20年7月4日から同年8月4日まで

3 縦覧場所

四万十町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。